

令和元年度中央市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度中央市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,040,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
12 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 負 担 金
14 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
	3 委 託 金
15 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
17 寄 附 金	
	1 寄 附 金
18 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
19 繰 越 金	
	1 繰 越 金
20 諸 収 入	
	3 雑 入
21 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
285,033	81	285,114
285,033	81	285,114
1,786,949	12,137	1,799,086
1,202,175	10,463	1,212,638
577,227	1,661	578,888
7,547	13	7,560
865,685	13,476	879,161
464,022	4,484	468,506
318,928	8,992	327,920
62,003	57,999	120,002
62,003	57,999	120,002
1,449,788	△603,717	846,071
1,442,780	△603,717	839,063
109,312	670,559	779,871
109,312	670,559	779,871
1,043,120	47,407	1,090,527
1,030,637	47,407	1,078,044
2,361,168	16,500	2,377,668
2,361,168	16,500	2,377,668
15,826,214	214,442	16,040,656

歳 出

款		項	
1 議 会 費			
	1 議 会 費		
2 総 務 費			
	1 総 務 管 理 費		
	2 企 画 費		
	3 徴 税 費		
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		
	6 防 災 費		
3 民 生 費			
	1 社 会 福 祉 費		
	2 児 童 福 祉 費		
	5 福 祉 施 設 費		
4 衛 生 費			
	1 保 健 衛 生 費		
	2 清 掃 費		
6 農 林 水 産 業 費			
	1 農 業 費		
7 商 工 費			
	1 商 工 費		
8 土 木 費			
	2 道 路 橋 梁 費		
	4 都 市 計 画 費		
	5 住 宅 費		
9 消 防 費			
	1 消 防 費		
10 教 育 費			
	1 教 育 総 務 費		
	2 小 学 校 費		
	3 中 学 校 費		
	4 社 会 教 育 費		
	5 保 健 体 育 費		
11 災 害 復 旧 費			
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費		

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
150,155	77	150,232
150,155	77	150,232
1,664,535	54,255	1,718,790
1,155,427	39,583	1,195,010
90,041	11,640	101,681
229,078	481	229,559
124,088	1,960	126,048
39,726	591	40,317
4,646,092	54,813	4,700,905
1,979,823	51,338	2,031,161
2,247,761	3,375	2,251,136
71,719	100	71,819
825,322	1,661	826,983
403,344	647	403,991
374,968	1,014	375,982
606,006	20,088	626,094
598,881	20,088	618,969
361,092	1,253	362,345
361,092	1,253	362,345
2,262,085	3,194	2,265,279
363,376	2,750	366,126
1,811,219	425	1,811,644
21,842	19	21,861
519,091	390	519,481
519,091	390	519,481
3,213,862	35,712	3,249,574
120,389	△2,060	118,329
1,903,113	61,515	1,964,628
126,034	1,087	127,121
196,156	213	196,369
868,170	△25,043	843,127
5,030	9,000	14,030
5,010	9,000	14,010

款		項	
13 諸	支 出 金		
		2 基	金 費
歲 出		合 計	

補正前の額	補正額	計
92,696	33,999	126,695
92,695	33,999	126,694
15,826,214	214,442	16,040,656

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
8 土木費	2 道路橋梁費	田富玉穂大津線道路整備事業	107,172
		市道 3169 号線歩道整備事業	73,970
合 計			181,142

2 変 更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額 (千円)	金額 (千円)
10 教育費	2 小学校費	豊富小学校施設整備事業	25,040	27,845
		リニア建設に伴う田富北小学校移転整備事業	954,165	1,011,134

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
中央市広報紙印刷業務委託	令和2年度から 令和2年度まで	10,547
合 計		10,547

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
災害復旧事業債	4,000	普通 貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合 計	4,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還の 方 法
公共事業等債	85,100	普通 貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。	95,000	普通 貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合併特例事業債	1,104,200				1,106,800			

令和元年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,957千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,211,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 補 助 金
6 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	95	96
1	95	96
260,433	△2,052	258,381
260,433	△2,052	258,381
3,213,828	△1,957	3,211,871

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
2 保険給付費	
	1 療養諸費
	2 高額療養費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
73,358	△1,957	71,401
68,226	△1,957	66,269
2,203,276	0	2,203,276
1,927,652	△20,000	1,907,652
262,596	20,000	282,596
3,213,828	△1,957	3,211,871

令和元年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
212,047	3,633	215,680
212,047	3,633	215,680
66,097	△710	65,387
66,097	△710	65,387
278,717	2,923	281,640

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
13,200	124	13,324
11,640	124	11,764
264,947	2,799	267,746
264,947	2,799	267,746
278,717	2,923	281,640

令和元年度中央市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度中央市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,926千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,097,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
1 保 險 料			
		1 介 護 保 險 料	
3 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
4 支 払 基 金 交 付 金			
		1 支 払 基 金 交 付 金	
5 県 支 出 金			
		1 県 負 担 金	
7 繰 入 金			
		1 一 般 会 計 繰 入 金	
8 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
446,411	57,277	503,688
446,411	57,277	503,688
481,980	△73,684	408,296
359,054	△22,969	336,085
122,926	△50,715	72,211
529,814	13,895	543,709
529,814	13,895	543,709
278,400	△13,286	265,114
265,536	△13,286	252,250
319,496	△137	319,359
319,496	△137	319,359
12,404	42,861	55,265
12,404	42,861	55,265
2,070,114	26,926	2,097,040

歳 出

款	項
1 総 務 費	3 介 護 認 定 審 査 会 費
2 保 険 給 付 費	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費 2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費 3 そ の 他 諸 費 4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費 5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費 6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費
3 地 域 支 援 事 業 費	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費 2 一 般 介 護 予 防 事 業 費 3 包 括 的 支 援 等 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費 4 そ の 他 諸 費
6 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
52,868	117	52,985
12,660	117	12,777
1,921,821	0	1,921,821
1,762,473	△6,217	1,756,256
6,574	0	6,574
1,840	0	1,840
39,783	6,217	46,000
14,151	0	14,151
97,000	0	97,000
82,614	0	82,614
27,185	0	27,185
14,855	0	14,855
40,556	0	40,556
18	0	18
5	26,809	26,814
5	26,809	26,814
2,070,114	26,926	2,097,040

令和元年度中央市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度中央市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ438千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,636千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
4 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
5 繰 越 金	
	1 繰 越 金
7 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
108,538	△1,000	107,538
108,366	△1,000	107,366
56,093	6,000	62,093
9,083	6,000	15,083
1	9,962	9,963
1	9,962	9,963
25,100	△15,400	9,700
25,100	△15,400	9,700
190,074	△438	189,636

歲 出

款		項	
1 總	務 費		
		1 總	務 管 理 費
2 衛	生 費		
		1 環	境 衛 生 費
4 諸	支 出 金		
		1 基	金 費
歲 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
44,277	947	45,224
44,277	947	45,224
59,860	△1,900	57,960
59,860	△1,900	57,960
10	515	525
10	515	525
190,074	△438	189,636

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
簡易水道事業債	25,100	普通 貸借	5.0%以 内(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協 議する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置期 間及び償還期 間を短縮し、若 しくは、繰上償 還又は低利に 借換えするこ とができる。	9,700	普通 貸借	5.0%以 内(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協 議する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置期 間及び償還期 間を短縮し、若 しくは、繰上償 還又は低利に 借換えするこ とができる。